

平成28年五所川原市教育委員会第12回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成28年五所川原市教育委員会第12回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果

議決議案なし

平成28年五所川原市教育委員会第12回定例会会議録

日時：平成28年12月22日（木） 午後1時30分開会

場所：五所川原市金木庁舎 4階 第1会議室

◎議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認（第11回定例会）
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件の確認
- 第 7 協議事項
 - 1 ルネサス健康保険組合体育館の取得について
- 第 8 報告事項
 - 1 学校給食異物混入対応マニュアルの策定について
- 第 9 その他
 - 1 学習状況調査の結果とその分析について
 - 2 県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について
 - 3 平成29年成人式について
 - 4 NHK公開番組招致事業計画について
 - 5 総合教育会議について

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	阿 部 育 也 委員
2 番	丁子谷 悟 委員
3 番	木 村 吉 幸 委員
4 番	三 瀨 洋 生 委員

◎説明のため出席した職員（9名）

	教育部長 寺 田 建 夫
教育総務課	課長 川 浪 生 郎
社会教育課	課長 夏 坂 泰 寛
文化スポーツ課	課長 葛 西 一
文化スポーツ課	課長補佐 大 沢 丈 徳
文化スポーツ課	スポーツ振興係長 工 藤 栄 喜
指導課	課長 佐々木 瑞 信
学校給食センター	所長 中 谷 吉 範
図書館	館長 櫛 引 松 三

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐 福 山 佳 秀
-------	--------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより平成28年五所川原市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第2 会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。3番 木村委員、4番 三潟委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第3 会期についてお諮りいたします。会期は本日一日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第11回定例会）

○教育長

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。御異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議がないようですので、第11回定例会の会議録は承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

それでは日程第5、教育長の報告に入ります。

最初に、12月1日に開会した市議会第5回定例会が15日に終了しました。今回は一般質問を通告した6名のうち、4名の議員から教育委員会への質問がありました。主な質問内容は、井上浩議員からは「学校給食への異物混入と建設業者等指名停止について」、成田和美議員からは「いじめ撲滅への取組と対策について」、平山秀直議員からは「学校給食センター異物混入問題の対応策、いじめ問題、山王坊遺跡の国指定について」、加藤磐議員からは「金木高校の存続に関する意見交換会の内容等についてと文化祭展示団体への支援・奨励策等について」質問がありました。各議員からの一般質問と答弁内容については、報告資料として一覧にまとめましたので参考にさせていただければと思います。

次に、小学校5年生と中学校2年生を対象に8月に実施された県学力学習状況調査の結果が、先日、20日に公表されました。結果を見ますと、昨年度の大幅な落ち込みから、小学校では10市の中で3位と改善が見られましたが、中学校においては9位と依然と課題が残っています。市及び県の状況については、後ほど指導課長より説明させます。なお、1月12日には、第2回市立小中学校長会議を開催し、今年度の全国及び県の学力学習状況調査の分析や課題について、また、五所川原市学力向上プロジェクトへの取組等について協議する予定になっています。

最後に、市内小中学校児童生徒の交通事故についてです。11月27日、市内の小学校一年生の男子児童が交通事故に遭い、ドクターヘリで青森市の病院に搬送されました。意識不明ということで回復を願っていましたが、12月1日に残念ながら亡くなっております。各学校では、交通事故等から身を守るための安全教育を重視していますが、今年度、児童生徒に関係する交通事故がこれまで9件発生しています。今回の事故を受け、特に冬期間における交通事故等の防止も含め、交通安全の指導の徹底ということで各学年の発達の段階に応じた安全教育を図るよう通知しています。

◎付議案件の確認

○教育長

日程第6 付議案件の確認に入ります。告示の時点で付議案件はなかったようですが、その後、提案された案件があったものか、事務局より説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐

本定例会告示の日より本日までの間に、付議案件の提出はありませんでした。

◎協議事項

○教育長

本定例会では付議案件がないということですので、日程第7 協議事項に入ります。告示の日より本日までに協議事項の提出がありました。それでは、「ルネサス健康保険組合体育館の取得について」、担当より説明をお願いします。

○文化スポーツ課長

○文化スポーツ課スポーツ振興係長

ルネサス健康保険組合体育館の取得について説明する。（富士電機株式会社から体育館無償譲渡の申入れがあった経緯、施設の概要、施設取得による効果について説明。）

○教育長

委員の皆様には初めて耳にするお話になるかと思いますが、只今の担当からの説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

○阿部委員

体育館の現在の利用状況について、平日は午前中から午後4時まで一般の利用者が多いとの説明がありましたが、具体的にはどのような方々が利用しているのでしょうか。

○文化スポーツ課スポーツ振興係長

平日のこの時間帯は、主にバドミントンで主婦の方々が多く利用しています。土日は、小中学生がバドミントンのために使用することが多くなっています。ほかに時間帯としては、夕方には五一中のバレーボール部、夜間になりますと成人のサッカーやバスケットボールなど様々な種目や団体が利用しています。

○阿部委員

現在、使用料はどうなっているのでしょうか。

○文化スポーツ課スポーツ振興係長

平成3年に体育館が建設されて以降、これまで地域の皆さんに無料で貸しています。

○教育長

教育委員会が取得して管理していく場合、所管している他の施設と同様に、有料で貸すこともありえるのでしょうか。

○文化スポーツ課長

現在、教育委員会で所管している体育施設については、有料で貸していますので、無償譲渡を受けてこの体育館を管理することになった場合も有料になると思われます。ただし、現在考えている運用例の説明にありましており、平日の午後4時から午後7時まで、そして土日の午前中については五一中の部活動による使用を優先していきたいと考えていますので、他の体育施設とは少し違った運用形態になってきます。なお、学校の部活動による使用については、使用料を免除したいと考えています。

○教育長

五一中が県内で最も大きな中学校でありながら体育館が一つしかなく、部活動に苦勞しているという現状もありますので、活用できる施設が増えることは非常に良いことだと思います。

○丁子谷委員

この体育館の状況については、活用したいがためだけの取得であってはならず、そのまま部活動などに使用できる施設状況にあるのか、取得した後の経費をどう考えているのか、指定管理または教育委員会による主管など運営の仕方はどうするのかなど、様々なことをしっかり考えておかなければなりません。

○文化スポーツ課長

現状で使用できる施設かどうかにつきましては、建築住宅課の専門職員にも同行を願い、内部はもとより外壁や屋根の状態を目視で確認したところ、修繕しながら15年は保つという評価をいただき、十分に使用に耐えうるものと考えています。また、体育館の建設資料に耐用年数が60年と記載されており、現在約25年が経過していますので、あと35年は保つのではないかと考えています。取得後の経費につきましては、現在のところ維持管理費として修繕等のほか、1名分の人件費も想定しています。主管につきましては、担当課において、他の施設で実績のある体育協会による指定管理がイメージしやすいところではありますが、現在、体育協会との契約が来年度も残っていますし、まず来年度は教育委員会による直接管理ということもありえます。

○木村委員

私は、この体育館を使用したことがあり、非常に良い施設だという印象を持っていますし、使用に十分耐えうるのではないかと考えています。しかし、中学校の部活動に供するのであれば、それに合ったレベルの状態を維持していなければならない、冷暖房といった空調や照明の照度の問題などをしっかり確認し、その上でどの様に運営していくのか考えていかなければならないのではないのでしょうか。

○文化スポーツ課長

お話いただきましたとおり、中学校の体育館と同等のレベルを保つ必要があると思います。照度につきましては、現在のもので十分に対応できると思っておりますが、暖房設備については5年間使用していないとのことですので、これを点検して再稼働するとなるとある程度の経費が生じてくると考えられ、今のところまずは現在の使われ方のままで運営していきたいと考えています。

○三瀨委員

取得した後は、この体育館が教育委員会所管の建物ということになります。施設の利用者には色々な方が考えられますが、この体育館はバリアフリーなど障害のある方々に対応した造りになっているのでしょうか。

○文化スポーツ課長

残念ながらバリアフリー化はされておらず、入口には段差があり、市民体育館のようなスロープはありませんので、取得後にどのような対応ができるかという話になってくると思います。

○教育長

取得した場合、活用価値が高い施設ですが、委員の皆様から御意見がありましたとおり、担当課においては事前に確認しておくべき事項は確認し、しっかりと対応してほしいと思います。それではここで、本定例会で教育委員会として取得の方向性が決まった場合の取得までの流れについて説明をお願いします。

○文化スポーツ課長

一企業から無償譲渡の申入れがあり、最終的には市長が取得の判断をして市のものになると思いますが、実際に利用するのは教育委員会であり、教育財産を取得するためには委員の皆様による取得の決定が必要になってきます。本定例会において取得の

方向性を決めていただければ、今後、市長に説明し判断をお願いしていくことになります。

○教育長

説明のありましたとおり、まずは本日、教育委員会としての方針を決定することになります。委員の皆様のお話から、おおよその体育館の取得について賛成いただいているものと思います。本件について、ほかに御質問や御意見がなければ、教育委員会として当該体育館を取得する方針を決定し、必要な作業を進めていくこととしますが御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議がないということですので、只今私が申し上げました内容をもって教育委員会の方針といたします。

◎報告事項

○教育長

それでは次に、日程第8 報告事項に入ります。「学校給食異物混入対応マニュアルの策定について」、担当より説明をお願いします。

○学校給食センター所長

学校給食異物混入対応マニュアルの策定について説明する。

○教育長

それでは、只今の説明に、御質問や御意見がございませんでしょうか。

○木村委員

流れとして、混入した異物によっては代替食を喫食することですが、異物は給食を食べている時に見つかることが多いでしょうし、その時点で代替食に切り替えるとしても時間がかかるものと思われ、タイミングの問題としてどうなのかなと感じられました。給食の終わり辺りで異物が見つかった場合、代替食に切り替えてとなると本来一時間なりといった給食の時間がのび

て授業にも影響するのではないのでしょうか

○学校給食センター所長

全校一食分の代替食を用意していますが、将来的には各校に常備し、すぐに代替食に切り替えられるよう配慮していきたいと考えています。ただし、異物発見のタイミングによっては、代替食に切り替えて通常の給食時間内に完食することができない場合も出てくると思われますので、そういった場合は学校給食センターからのお願いになりますが、学校長の判断において授業等に無理のない範囲で給食時間を繰り下げ、完食するまでの時間を確保していただくことにしています。

○丁子谷委員

異物が見つかった際の報告の方法についてですが、例えば児童生徒が発見して学級担任の先生に報告し、先生から校長へ、校長から学校給食センターへとといった一連の流れを文書だけでなく図式化するなど、もっと分かりやすくしてはどうでしょうか。

○学校給食センター所長

分類Ⅰから分類Ⅲまで、異物区分別に対応フローチャートを作成しています。いずれも異物混入があった学級から始まり、混入のあった学校、これは校長になりますが、報告を受けて異物が無かった学級や学校医と連携して対処し、学校給食センターに報告する流れになっています。矢印をつけて流れを分かりやすくしたつもりでしたが、より理解しやすい表現について検討していきたいと思います。

○丁子谷委員

異物の形状についてですが、固形物であれば目視で確認できますが、これが液体ということになると難しくなると思います。液体についてはどの様に定めているのでしょうか。

○学校給食センター所長

異物区分の分類Ⅱの「異常な変色、異臭、カビなど」という表記がありますが、通常想定される液体としては塩素系の洗浄液などになると思いますので、分類Ⅰの薬物・薬品類に当たります。

○丁子谷委員

固形物であれば写真を撮って関係者に見せるなどできますが、液体は飲み込んでしまったら同様の対応ができず、また、飲ん

でも有害さを感じにくいものであれば表情にも出ないでしょうし、対応が難しいと思います。その様な状況に素早く対応するためには、やはり文書だけで表すのではなく、誰が見ても分かりやすい図形式で説明するマニュアルにしたら良いと思います。

○教育長

マニュアル案の内容について、既にいくつか御指摘をいただいておりますが、液体など異物判明しにくい場合の対応なども含め、担当においては内容改善できるものは改善して策定のうへ、3学期に合わせて学校等に周知してほしいと思います。このマニュアルは市のホームページにも載せることになっていきますので、保護者の皆さんも目にする機会もあるでしょうし、より分かりやすい内容にするよう努めてください。

○丁子谷委員

先程お話しした報告の手順についてですが、報告先の電話番号を入れ得るものであれば最初から入れておいた方が間違いなく速やかに対応できると思います。

○学校給食センター所長

電話番号につきましては、記入できる箇所について、すぐに対応していきます。

○教育長

この他に何か、御質問や御意見がありませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、担当においては本日いただいた御指摘を検討のうへ、早期にマニュアルを策定するようお願いします。

◎その他

○教育長

それでは次に、日程第9 その他に入ります。一つ目は「学習状況調査の結果とその分析について」ですが、説明には公表基

準を超える具体的な内容が含まれることから、非公開が原則であると思いますので、五所川原市教育委員会会議規則第15条の規定により、本件について公開しないことといたします。本件関係者以外は、本件が終了するまで、退出くださるようお願いいたします。

(関係者以外退出) 午後2時36分

～ 五所川原市教育委員会会議規則第15条のただし書きの規定により公開しない
こととした部分については第18条第2項の規定により会議録を別に作成する ～

(退出者の入場) 午後2時51分

○教育長

それでは、次に、その他の続きとして「県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について」、説明をお願いします。

○教育部長

県費負担教職員の義務違反等に関する措置の状況について説明する。

○教育長

大きな事故といったケースではありませんが、これから冬期間のスリップですとか気をつけなければならない時期に入ってきますので、私からも注意喚起をしていきたいと思います。

それでは、只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、続いて「平成29年成人式について」、担当より説明をお願いします。

○社会教育課長

平成29年成人式の開催予定について説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは次に、「NHK公開番組招致事業計画について」、担当より説明をお願いします。

○文化スポーツ課課長補佐

NHK公開番組招致事業計画の予定について説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは次に、「総合教育会議について」、担当より説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐

第2回総合教育会議の開催予定について説明する。

○教育長

只今の説明に、御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですが、他に「その他」として何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないので、これを持ちまして平成28年五所川原市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。

午後3時05分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年12月22日

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

五所川原市教育委員会委員 3番 木村吉幸

五所川原市教育委員会委員 4番 三瀬洋生

会議の書記 教育総務課長 川浪生郎